**令和８年度　地域密着型サービス事業所の募集について**

|  |
| --- |
| **１　日立市の地域密着型サービスの整備について・・・・・・・・・・　１****２　令和８年度の整備計画について・・・・・・・・・・・・・・・・　１****３　開設までの流れについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２****４　地域密着型サービスの拠点整備に係る補助金について・・・・・・　２****５　事業者の公募について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３****６　指定基準の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５****【参考資料】別に厚生労働大臣が定める研修の受講について・・・・・・　１０** |

**令和７年８月**

**日立市保健福祉部　高齢福祉課**

**介護保険課**

**１　日立市の地域密着型サービスの整備について**

日立市では、地域密着型サービスが創設された平成18年以降、『日立市高齢者保健福祉計画』に基づき、地域密着型サービス事業所の整備を推進してきました。

整備に当たっては、サービスの質と事業者の適正な運営を確保するとともに、より公平・公正に選定することができるよう公募により事業所を選定しています。

**２　令和８年度の整備計画について**

令和８年度は、認知症高齢者グループホームと看護小規模多機能型居宅介護の整備を予定しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 計画数 | 整備予定の日常生活圏域 |
| 認知症高齢者グループホーム | １事業所 | 多賀北以南 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | １事業所 | 市内全域 |

※　日常生活圏域とは、身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス展開を図るため、地域性や行政区分、高齢者数等を考慮して設定されたエリアです。本市では複数の小学校区を組み合わせた地区で設定されています。（日常生活圏域は、サービスの利用できる地域を制限するものではありません）

《本市の日常生活圏域》

|  |  |
| --- | --- |
| 圏域名 | 小学校区名 |
| 十王 | 櫛形、山部 |
| 日高・豊浦 | 田尻、日高、豊浦 |
| 本庁北 | 仲町、宮田、滑川、中小路 |
| 本庁南 | 助川、会瀬、成沢 |
| 多賀北 | 諏訪、油縄子、大久保、塙山、河原子 |
| 多賀南 | 大沼、金沢、水木 |
| 南部 | 大みか、久慈、坂本東 |
| 西部 | 中里 |

　※日立市の小学校の区域は、規則に基づき住所により指定しています。

　　日立市教育委員会のホームページでも検索できます。

**３　開設までの流れについて（予定）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 整備費補助を受ける場合 | 整備費補助を受けない場合 |
| ～令和7年10月月24日 | ≪募集期間≫地域密着型サービス事業設置要望概要書の提出 |
| 令和7月11月 | 事業概要書審査(選考) |
| 令和7年12月 | 選定結果通知 |
| 令和8年10月上旬 | 補助金交付申請（事業者→市） | 工事着手 |
| 令和8年10月下旬 | 補助金交付決定（市→事業者） |
| 令和8年11月 | 入札・工事契約・工事着手 |
| 開設３か月前～ | 指定に関する事前協議【介護保険課】 |
| 指定申請【介護保険課】事業者の指定について高齢者政策推進会議に諮問茨城県知事へ指定前届出（事業者番号の付番依頼） |
| 開設 | 事業所開設 |
| 開設後 | 補助金実績報告書（事業者→市）補助金請求書（事業者→市）補助金支払（市→事業者） |

※　国（県）の協議状況により、補助金交付決定等の時期が変更になることがあります。

**４　地域密着型サービスの拠点整備に係る補助金について**

地域密着型サービスの施設整備に要する費用は、その費用の一部が国または県の交付金の交付対象となります。この交付金は、県から市町村が補助金を受け、事業者に交付するものです。

ただし、この交付金は市町村交付金採択指標等に基づき、国または県の予算の範囲内で優先順位の高い整備計画から順に採択されるため、必ずしも補助されるものではありません。

なお、この補助金については茨城県地域医療介護総合確保基金事業の補助金交付要項に基づいております。

また、本補助を活用して整備を行う場合は、工事等の契約方法、一般競争入札に付すること、取得財産の処分等について、条件が付されます。

**５　事業者の公募について**

（１）　応募資格について

ア　原則として市内に事業所等を有する法人であること。

イ　事業を行うための土地や建物の確保がされている、またはその見込みであること

ウ　令和8年度中に整備が完了し、サービスの提供が開始できる見込みであること

エ　当該法人並びに代表者について税金の滞納がないこと

オ　介護保険法第78条の2第4項各号または第115条の　12第2項各号の規定に該当しないこと

（２）　事業所整備の要件、応募にあたっての留意事項

ア　施設、設備等については、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第34号）のほか、消防法、建築基準法その他関係法令に適合することを確認してください。また、スプリンクラー等の消防設備の整備や、避難経路の確保など十分な災害対策を講じるよう御留意願います。

イ　事業所は、地域密着型サービスの趣旨を踏まえ、家族との交流機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地の中にあること、または住宅地と同程度の地域の中に整備してください。

なお、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等の規制により施設の建設ができない区域がありますので、御注意ください。

ウ　事業所の整備・運営にあたっては、地域住民の理解及び地域との連携・交流が不可欠であるため、事業所開設に関する説明会の開催等により周辺住民に対して十分な周知を行い、要望や苦情等に対しては誠実に対応するよう努めてください。

エ　補助金（交付金）を受けて整備を行う場合、建物の建築工事にあたっては、補助金の交付決定を受けてから着工してください。（補助金の交付決定を受ける前に着工した場合、補助金の対象とならない場合があります。）

オ　その他、関係機関と協議し、法令を遵守した計画としてください。

（３）　事業所の応募方法について

ア　募集期限

令和７年１０月２４日（金）　午後５時まで

イ　提出書類

地域密着型サービス事業設置要望概要書(別紙)に次の書類を添付して提出してください。

①　事業計画書（次の事項を記載すること）

・　法人の概要（法人の設立趣旨、現在行っている事業（介護サービス以外も記入））

・　事業所開設要望にあたっての理念、基本方針

・　事業の概要（敷地面積、建物の構造・延床面積、定員、サービス提供地区等）

・　資金計画（資金調達方法、建設・運転資金、サービス収入見込等）

・　開設までの日程（工事期間、各種申請・検査、管理者等の研修受講の日程）

・　開設後のサービス利用者数の見込について

・　消防設備等の整備計画（スプリンクラー等の設置計画）

②　開設予定地の案内図

③　建物の配置図（敷地全体の図に建物の外形、進入路、駐車場を記したもの）

④　建物の平面図（部屋の名称、各部屋の面積、廊下の幅等を記したもの）

⑤　土地、建物の登記簿の写し（建物は既存建物を使用する場合）

⑥　代表者及び管理者の経歴書

⑦　役員の名簿

⑧　法人及び代表者の市県民税納税証明書

⑨　法人の決算書（直近のもの）

⑩　法人の定款（設立予定の場合は、登記を予定する定款）

⑪　既存事業に係る関係行政庁の監査及び指導状況等（直近のもの）

※　介護保険事業、医療機関、障害福祉事業を実施している場合は、全事業所のものを添付して下さい。

※　上記以外のものであっても、法人の主要な事業で指導等を受けている場合は、添付して下さい。

ウ　提出方法

提出書類は、A4版縦とし、左綴じにして、書類の種別ごとにインデックスを付けて提出してください。なお、提出された書類は、返却しません。

郵便又は直接窓口にお持ちください。（窓口での書類の点検はいたしませんので、添付もれ等のないよう御注意ください。）

　エ　事業者の指定について

介護保険法に基づく地域密着型サービス事業者の指定を受けるためには、別途申請が必要となります。指定申請に関する書類、申請の時期等については、別途お示しします。

オ　その他

地域密着型サービスの設置等に係る相談がある場合には、事前に電話等で連絡のうえ来庁してください。

カ　提出及び問い合わせ先

　　 　日立市保健福祉部高齢福祉課　生きがい係

〒317-8601　日立市助川町1-1-1（市役所本庁舎　山側１階）

電話　0294－22－3111　内線228・476

　　　050-5528-5073（直通）

**６　指定基準の概要について**

**認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護**

認知症対応型共同生活介護は、認知症の者が、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものです。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 主な基準の内容 |
| 申請者要件 | 法人であること |
| 人員基準 | 代表者 | ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者・別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者 |
| 管理者 | ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として３年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者・別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者・常勤専従（当該事業者の管理業務に支障がない場合は、他の職務との兼務可） |
| 従業者 | 事業所に「指定小規模多機能型居宅介護事業所」が併設されている場合、各々の事業所・施設が人員基準を満たす従業者をおいているとき、当該事業所の従業者は小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事できる。 |
| 計画作成担当者 | * 専従１以上（ただし、当該事業所の他の職務との兼務可）
* 計画作成担当者のうち、１人は介護支援専門員であること
* 認知症介護実践者研修又は基礎過程を修了していること
 |
| 介護従業者 | * ユニットごとに配置する従業者のうち１以上は常勤

（日中）利用者３人に対して常勤換算方法で１以上（夜間及び深夜時間帯）ユニットごとに１以上（宿直不可） |
| 利用定員 | * １ユニット当たり５～９人
 |
| 設備基準 | * １事業所当たり３ユニットを上限とする。
* 利用者の家族との交流の機会を確保し、地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地すること
 |
| 居室 | * 定員１人

（利用者の処遇上必要と認められる場合は２人も可）* 個室の場合は、床面積7.43㎡以上

（利用者の私物等も置くことができる充分な広さを有すること） |
| 居間及び食堂 | * ユニットごとに設置
* 利用者及び介護従事者が一堂に会するのに充分な広さを確保
 |
| 台所 | * ユニットごとに設置
 |
| 消火設備その他非常災害に際して、必要な設備 | * 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること
* 指定認知症対応型共同生活介護事業所については、平成27年４月から、改正後の消防法施行令が施行され、原則として、全ての事業所でスプリンクラーの設置が義務づけられている
* たばこ、ライター等の適切な管理や消火･避難訓練の徹底など防火体制の強化を図ること
 |
| トイレ、浴室 | * ユニットごとに設置
* 日常生活を営む上で必要な設備を設けること
 |
| 運営基準 | 主な基準（入退居）1. 少人数による共同生活介護に支障がない認知症である要介護者に提供すること
2. 入居に際しては、主治医の診断書等により入居申込者が認知症であることを確認

すること（利用料等の受領）③　食材料費、理美容代、おむつ代、日常生活費等の支払を受けられる。ただし、徴収する費用は運営規程に明記すること（取扱方針）④　自ら提供するサービスの評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図ること（認知症対応型共同生活介護計画の作成）⑤　管理者は、計画作成担当者に計画作成業務を担当させること⑥　計画作成に当たっては、通所介護等の活用、地域活動への参加の機会提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めること（介護等）⑦　利用者の食事やその他の家事等は、原則として調理などの家事は、原則として、利用者と従業者が共同して行うよう努めること⑧　利用者の負担で、介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。（地域との連携等）⑨　利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員又は地域包括支援センターの職員、知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、概ね２月に１回以上、活動状況を運営推進会議に報告し、その評価を受け、要望、助言等を聴く機会を設けること。また、当該要望、助言等について記録し、公表すること（協力医療機関等）⑩　利用者の症状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておくこと（非常災害対策）⑪　非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報や連携体制について定期的に従業者に周知するとともに、地域住民等との連携を図り、定期的な避難、救出その他必要な訓練を行うこと（市独自基準）⑫　非常災害時に備え、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めること（市独自基準）（記録の整備）　⑬　利用者へのサービス提供に関する記録を整備し、当該記録については、サービスを提供した日から５年間保存すること（市独自基準） |
| （短期利用共同生活介護費施設基準）1. 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が、最初に指定を受けてから３年以上経過していること
2. 利用定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用するものであること
3. 利用者の数は１の共同生活住居に１人を上限とすること
4. あらかじめ30日以内の利用期間を定めること
5. 短期利用を実施するに当たり、次のいずれかを受講した職員が配置されていること
* 認知症介護実務者研修専門課程（16年度まで）又は認知症介護実践研修（実践リーダー研修）（平成17年度以降）
* 認知症介護指導者養成研修
 |

**看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）**

看護小規模多機能型居宅介護は、医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供できる事業所が行うサービスです。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 主な基準の内容 |
| 申請者要件 | 法人であること |
| 人員基準 | 代表者 | ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者・別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者、又は、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある保健師若しくは看護師であること |
| 管理者 | ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として３年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者、又は、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある保健師若しくは看護師であること・常勤専従であること（ただし、当該事業所の業務に支障がない場合は、他の職務との兼務可） |
| 介護支援専門員 | ・居宅サービス及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専従すること（ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は当該事業所に併設する認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設等の職務との兼務が可能）・別に厚生労働大臣が定める研修を修了していること |
| 看護職員（保健師、看護師又は准看護師） | ・常勤換算方法で2.5以上（ただし、看護小規模多機能型居宅介護事業者が、訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、両事業が一体的に運営されている場合には、訪問看護事業所に必要な看護職員を配置していることをもって、必要な配置基準を満たしているとみなす。）・1以上は常勤の保健師、看護師であること |
| 人員基準 | 介護従業者 | 日中（通い） | ・常勤換算方法で利用者３人に対して１以上・１以上は看護職員であること |
| 日中（訪問） | ・常勤換算方法で２以上・１以上は看護職員であること |
| 夜間（夜勤・宿直） | ・夜勤に当たる介護従事者を１以上・宿直勤務に当たる者を１以上 |
| 設備基準 | 登録定員 | 29人以下 |
| 通いサービスの利用定員 | 登録定員の「２分の1」から15人ただし、登録定員が26人又は27人の場合は16人登録定員が28人の場合は、17人登録定員が29人の場合は、18人 |
| 宿泊サービスの利用定員 | 通いサービスの利用定員の「３分の1」から９人まで |
| 居間・食堂 | ・利用者及び従業者が一堂に会するのに十分な広さを有すること・居間と食堂を同一の室内とすることは可能だが、それぞれの機能が独立していることが望ましい。 |
| 宿泊室 | ・定員は原則１人（ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることも可能）・１つの宿泊室当たりの床面積は　7.43㎡以上（病院、診療所である事業所の宿泊室は、定員１人当たり6.4㎡以上） |
| トイレ、浴室等 | 日常生活を営む上で必要な設備を設けること |
| 消火設備その他非常災害に際し必要な設備 | 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること |
| その他 | 利用者の家族との交流の機会を確保し、地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地すること |
| 運営基準 | 主な基準（心身の状況等の把握）①　サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること（居宅サービス事業者等との連携）②　居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努めること（利用料等の受領）③　通常の事業の実施地域以外の送迎費用、訪問サービスの交通費のほか、食事の提供に要する費用、宿泊の費用、おむつ代、日常生活費の支払を受けられる。（基本取扱方針）④　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を運営推進会議に報告した上で公表すること（主治医との関係）⑤　常勤の保健師又は看護師は、主治医の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理を行い、また、事業者は、サービスの開始に際し、主治医の指示を文書で受けること⑥　事業者は、主治医に看護小規模多機能型居宅介護計画書・看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治医と密接な連携を図ること（看護小規模多機能型居宅介護計画・看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成）⑦　介護支援専門員は、看護師等と密接に連携を図りながら、援助の目標、目標達成のための具体的なサービス内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成し、その内容を利用者・家族に説明し、利用者の同意を得て利用者に交付すること⑧　保健師及び看護師は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成すること　（介護等）⑨　利用者の負担により従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。（地域との連携等）⑩　利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員又は地域包括支援センターの職員、知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、概ね２月に１回以上通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、その評価を受けるとともに、要望、助言等を聴く機会を設けること。当該要望等を記録し、公表すること⑪　事業所は１年に１回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について運営推進会議において第三者の観点から評価（外部評価）を受けること。評価の結果は、利用者及び家族へ提供するとともに、外部の者に対し公表すること（居住機能を担う併設施設等への入居）⑫　可能な限り、利用者がその居宅で生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が施設等への入所を希望した場合は、必要な措置を講ずるよう努めること（非常災害対策）⑬　非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報や連携体制について定期的に従業者に周知するとともに、地域住民等との連携を図り、定期的な避難、救出その他必要な訓練を行うこと（市独自基準）⑭　非常災害時に備え、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めること（市独自基準）（記録の整備）⑮　利用者へのサービス提供に関する記録を整備し、当該記録については、サービスを提供した日から５年間保存すること（市独自基準） |